

## 第6回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和2年6月26日(金)午後4時00分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番 住田 哲也	8番 太田 正人
2番 朴谷 和夫	9番 舟山 仁志
3番 豊田 孝行	10番 富永 学
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
5番 杉山 央	12番 坂口 啓郎
6番 木下 和夫	13番 氏家 知身
7番 佐々木康二	
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

議案第21号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第22号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議案第23号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第24号	農用地利用配分計画(案)に係る意見について
議案第25号	土地の現況証明書の交付について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
8. 会議の概要 開会 午後3時57分

- 局長 長： それではご起立願います。礼。
- 局長 員：「よろしく願います。」
- 局長 長： それでは只今より、令和2年第6回の農業委員会総会を開会いたします。  
先ほどは、農地法第5条許可の現地確認を終わらせていただきまして、ありがとうございます。その中で、1年くらいは良いけれど2、3年経つと沈んでゆくといったお話がありましたので、今後は業者の方と十分に話し合っ  
て進めていただきたいと思います。最近の天気は良かったり、悪かったりと体調がついていけないなと思っておりますし、この第6回総会がこのメンバーでの最後の総会となります。それぞれ何かありましたら、最後の方でお聞き  
しますので、よろしく願います。  
本日の会議録署名委員は、議席5番の杉山委員、議席6番の木下委員に願  
いいたします。只今の出席委員は13名全員であります。  
また、関係機関では、普及センターの近藤係長から欠席すると連絡が入  
っております。  
それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。
- 局長 長： はい、議案1ページをお開き願います。本日の議事日程は、「議案第21号、  
農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」1件、  
「議案第22号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について」1件、所有  
権移転でございます。「議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画  
について」2件、新規1件、継続1件でございます。「議案第24号、農用地  
利用配分計画（案）に係る意見について」1件、「議案第25号、土地の現況  
証明書の交付について」1件、及び「その他」でございます。
- 局長 以上、よろしくご審議願います。
- 局長 長： それでは審議に入ります。2ページをお開き下さい。  
議案第21号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認  
について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。
- 局長 長： はい、議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況  
の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審  
議を求める。令和2年6月26日提出、当麻町農業委員会会長名。  
番号1、貸主、札幌市、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林孝、  
借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇  
㎡、借主であります〇〇氏が、本年〇月に法人を設立したことから、中間管  
理機構との契約を法人名義での賃貸に切り替えるための解約でございます。  
本件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡し  
となっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。
- 局長 長： 只今、議案第21号について説明がありました。この件について委員の皆さ  
んから何かご質問等ございませんか。
- 委員 員：「ありません。」
- 委員 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第21号、「農地法第18条の規  
定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定するこ  
とに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 委員 員：【 全 員 挙 手 】
- 局長 長： はい、賛成全員であります。議案第21号については原案のとおり決定をい  
たします。続きまして、3ページの議案第22号、「農地法第5条の規定に基  
づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。
- 局長 長： はい、議案第22号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次の

とおり農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和2年6月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、3条東2丁目、当麻町土地開発公社、理事長、村椿哲朗、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番外〇筆が田、〇〇〇〇番が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外3種農地、契約区分、所有権移転、転用目的、住宅地造成、土地造成として、宅地、〇〇区画、〇〇〇〇㎡、公衆用道路、〇〇〇〇㎡、公園、〇〇〇〇㎡、広場、〇〇〇〇㎡、工事期間として、第1期が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、第2期が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで。申請箇所は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇から南南東方向に約〇〇〇m、〇〇〇から南西方向に約〇〇〇mの場所に位置しております。また、農用地区域外の白地農地であり、道路などで区画された区域、いわゆる街区では、町道〇〇〇道路と〇〇〇道路、〇〇〇〇、こちらは〇〇〇〇道路のことでございます、それと、〇〇〇〇・〇〇〇〇道路の事でございますが、この4路線に囲まれたエリア内での宅地率が48.03%で、40%を超えていることから、3種農地に該当いたします。許可基準に定める該当事項は、運用通知第2の1の(1)に該当するため、転用する事はやむを得ないと考えます。以上です。

議長： 只今、議案第22号について説明がありました。農用地区域外の3種農地を宅地造成するための転用申請であります。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。先ほどの現地確認の際に通りがかりましたけれど、最初に分譲した所が3、4区画ほどしか残っていないという事で、公社としても早く次の造成をしたいという事で申請が上がっております。少しでも人口減を食い止めるために、予定としては、〇〇〇〇〇〇〇に勤めている方々をターゲットにしているとのお話がありました。委員の皆さんからご質問ありませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第22号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第22号については、原案のとおり決定をいたします。後日、許可相当として、北海道農業会議へ諮問いたします。

続きまして、5ページの議案第23号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、利用権設定の新規、番号1番について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次とおり農用地利用集積計画（第7回）の決定について審議を求める。令和2年6月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は農業の廃止、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、〇〇さんの自宅横でございます。以上です。

議長： 只今、議案第23号、利用権設定の新規について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

- 委員：「ありません。」
- 議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 23 号、利用権設定の新規、番号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 委員：【 全 員 挙 手 】
- 議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の新規については、原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の継続、番号 2 番について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。
- 次 長： はい、利用権設定の番号 2 でございます。貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇a、経営面積、うち借入面積、契約期間につきましては、継続につき説明を省略させていただきます。以上です。
- 議長： 只今、議案第 23 号、利用権設定の継続について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。
- 委員：「ありません。」
- 議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 23 号、利用権設定の継続、番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 委員：【 全 員 挙 手 】
- 議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の継続については、原案のとおり決定をいたします。続きまして、7 ページの議案第 24 号、「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」審議いたします。事務局より説明をお願いします。
- 次 長： はい、議案第 24 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について（諮問）、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見の諮問があったので審議を求める。令和 2 年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名、別にお配りしております、資料 1 号及び資料 2 号をご覧ください。
- 本件につきましては、去る、平成 30 年 4 月の総会におきまして、審議、承認されました利用権設定について、農地の出し手が、農地中間管理事業を活用し、公益財団法人、北海道農業公社へ 10 年間の貸付を行い、農地が隣接する受け手が公社から借り受けたものであります。出し手である〇〇〇、〇〇〇〇さんの農地に対して、〇〇〇、〇〇〇〇さんがその受け手でありましたが、本年〇月に受け手である〇〇さんが法人を設立したことに伴い、今回、農地の受け手を法人名義に変更する内容でございます。資料 1 号をご覧ください。〇〇〇〇の経営面積は〇〇ha、賃借権を設定する土地の面積は、〇〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっております。〇〇さん個人名義で設定した 10 年間に係る残期間となっております。資料 2 号の図面をご覧ください。薄い赤色で着色しているのが出し手側の農地であり、緑色で着色しているのが〇〇〇〇が耕作している農地であります。本件は、受け手が法人名義へ変更になったものであり、隣接している農地に一番近い担い手であることに変更が無いことから、適正な農用地利用配分計画であると考えます。議案〇ページをご覧ください。
- 以上のことから、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見について（案）のとおり、令和 2 年 6 月 18 日付け 2 当農林により照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を提出いたします。記、1、

意見を提出する農用地利用配分計画（案）の件数、○件、2、農業委員会の意見、この度、照会のあった農用地利用配分計画（案）は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的、かつ、安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、適当であると認める。とした意見を提出して良いものと考えます。以上です。

議長： 只今、議案第 24 号について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 24 号、「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」原案のとおり答申することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 24 号については、原案のとおり決定をいたしました。後日、町長へ原案のとおり答申をいたします。続きまして、9 ページの議案第 25 号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第 25 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和 2 年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、地番、○○○○番、登記地目、○、利用状況、農地以外、面積、○○○○㎡、申請人氏名、所有者氏名とも○○○、○○○○、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、6 月 16 日、住田委員と太田委員が行っております。願出のありました土地は、○○○、議案○ページ○番の図面箇所、申請人でありまして○○さんの住宅裏でございます。当該地は、樹木が生育しており、周辺も山林に囲まれている状況で、長年、農地としては利用されておらず、土地の地形や傾斜など、農地としての利用は難しく、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、議案第 25 号について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 25 号、「土地の現況証明書の交付について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 25 号については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

○○委員： 1つよろしいですか。

議長： はい。どうぞ。

○○委員： 土地開発公社で買上げる土地は、農用地区域外 3 種農地で、主要道路に囲まれていますよ、となっておりますが、昨年、確か○○○地区で、白地になっている農地が農業以外の用途で売り買いができないという話がありましたが、国道や公共施設、警察署が近いという事でもっと柔軟に考えることはできないのかなと思っておりますが、考え方に変わりはないのですか。もともと白地で、

今まで制度資金も使えない、補助事業にも載れない、そういうリスクをずっと背負ってきているので、売買できないのであれば逆に黄色地に戻したら良いと思います。土地をまとめて売る時には、制度資金を活用したい人もいると思う。このままの状態だとそれが使えないので、黄色地に戻した方が良いのではないですか。白地で持っている意味がないのではないのでしょうか。

局長： はい。今、〇〇委員からお話があったとおり、昨年の〇〇〇の件に関しては、法律の改正により対象農地が1種農地という事、転用ができない事になっております。今、お話があったとおり、昭和40年代前半に白地の区域分けがされているようですが、その時点では開発が目的という事もあるって今の形になっていますが、〇〇委員ご指摘のとおり、今後、あそこを農地として考えると、農振、黄色地に変えていかなければならないという考えもあります。所有者の方が農地として所有したい、販売したい、というご相談をさせていただき、進めたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

〇〇委員： 色々な要件があったと思いますが、その要件が整った場合には3種に切り替えていくとの考えはありますか。

局長： 昨年の件については、確かに、学校や警察、公共施設がありますが、法律の改正があり、10ha以上の一団の農地という事で1種農地として、道も含めて判断されたところであります。

〇〇委員： 考え方は変わらないという事ですね。

局長： 法改正が今後、開発の方へ向かっていくとかの方向転換があれば、今後、変わっていくこともあるかもしれませんが、今の状況が続くのであれば、基本的には変わりません。

〇〇委員： 何のための白地なのかが分からない状況なので、農振の黄色地にすれば、農地としての流動化が進むのではないのでしょうか。

局長： そうですね。黄色地に関しては今後、進めていかなければならないと考えております。

議長： これからは高齢化がどんどん進んでくることを考えると、何か考えていかなければなりませんね。その他、何かご質問ありませんか。

それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課をお願いします。

農林業振興課： はい。農林業振興課からは、2点ほどご報告申し上げます。先日、6月15日にでんすけスイカの初セリが行われまして、札幌で10万円、旭川市場で22万円という結果になってございます。今回は、コロナウイルス感染症予防という事で、規模を縮小した中で初セリが行われました。いつもは大玉6Lサイズを出していたところを今年については、通常サイズだったこともあり、このような結果となっております。もう1点目でございますが、新型コロナウイルス関連で出てきております、地方創生臨時交付金についてであります。皆様のお手元にも既に行っているかと思いますが、我が郷土の中でも載せてございますので国の1次補正分といたしまして、当麻町に約7千4百万円の交付金が交付されております。農業関連につきましては、花き生産者への輸送費用や共選料に支援を行うという事で、約1千5百万円程度の補正予算が先日、議会の承認をいただいたところです。これにつきましては、イベント等の自粛により、花きの値段がなかなか上がらないという事で、花き生産者への支援を行うものでありますので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長： はい。農業センター。

農業センター： 農業センターでは、来月、7月2、3日の木曜日、金曜日、土日を挟みまして、6、7日の月曜日、火曜日、併せて4日間の日程で、転作の現地確認をさせていただきます。また、新型コロナウイルスの関係で、昨日、説明会が開催され、当麻町でも該当になりそうな助成金等が出てきております。情報を早急にまとめまして、随時、情報提供をさせていただきたいと思っております。

議 長： 土地改良区。

土地改良区： ございません。

議 長： 農協。

農 協： 特にありません。

議 長： 共済組合。

共済組合： はい。共済組合からは3点ほどご連絡させていただきます。6月30日の火曜日、畑と水稻の面積と品種の確認で駐在をしますの、変更がありましたら、ご報告をお願いします。2点目が、7月9日、木曜日付で畑、水稻、麦の共済の払い込み通知書をお送りいたしますので、よろしくをお願いします。最後ですが、令和3年からの収入保険制度に加入を考えていらっしゃる方は、共済組合までご報告をお願いいたします。以上です。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員： 「ありません。」

議 長： ちょっと、農業センターに聞きたいのですが、収入に50%を下回ったら、補助金が出るといった制度なんです、当麻も何人か交付を受けたと聞いていますが、その辺の制度を説明してもらっても良いですか。

農業センター： はい。今、お話が出たのは、持続化交付金という制度の事ですが、簡単に申し上げますと、前年度の年収、個人の方の場合で説明させていただきますが、年収を12で割った金額で、仮の1ヵ月の売上金額を算出していただいて、その金額に対して、今年の売上金額が半額以下になれば、給付金が当たるという制度でございます。6月に1度、案内をさせていただいておりますが、なかなか確認をされていない方も多いと聞いておりますので、もう1度案内をさせていただこうと考えております。基本的には、本人が直接申請する仕組みとなっております。ただ、インターネットでの申請になりますので、できない方は、農協が代行して入力をするといった対応をさせていただいておりますが、農協からの申請は、今のところありません。これから、収穫が本格化していきますので、何かありましたら、米穀課の農業振興係、農業センターの農協側の職員にお話をいただければと考えております。

〇〇委員： それに関して、期限というのはいつまでですか。

農業センター： 申請対象の期限というのは、今年いっぱい、申請の期間は、来年の1月15日までです。例えば7月分で申請をするとしても、8月までではなくて、1月15日までで良いよという事になっております。

〇〇委員： 例えばですね、米の価格が下落したという理由は、ありますか。

農業センター： 情報が見えない所もありますので、現状では、非常に迷ってしまう所でもあります。申請期限まではまだ期間がありますので、他町村等の状況を見ながら、随時、情報発信させていただきますが、現段階では、あくまでも、申請者ご本人の判断という事になります。

議 長： これから、色々な情報が出てくると思いますので、その都度、発信していただければありがたいと思います。その他に何かございませんか。皆様から無ければ、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

次 長：【 事 務 連 絡 】

議 長： それでは、次回、令和2年7月の農業委員会総会の日程であります。7月22日、水曜日、午後3時30分からの予定といたします。

選任後、最初の総会となりますので、引き続き、午後6時から農業委員と関係機関の懇談会を予定しております。

大変お忙しい時期とは思いますが、新委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員：「ご苦勞さまでした。」

閉会 午後 4時40分